

平成16年12月13日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成16年12月13日開会 10時00分 閉会 11時35分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 永井 繁樹 副委員長 助川 順一
委員 豊島 善江 牧野 茂敏 堀川 貴庸 中野 敏勝 大野 和政
議長 本保証喜
- 4 傍聴者
中橋友子 野原恵子 岡崎節子 佐藤俊江 北原博子
- 5 事務局
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 6 審査事件
請願第2号 「利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求
める意見書」の提出を求める請願
- 8 審査結果
「一部採択」と決した。
- 9 審査内容 (下記のとおり)

○委員長（永井 繁樹） 只今から民生常任委員会を開催いたします。

これより議事に入らせていただきます。

前回に引き続きまして、本民生常任委員会に付託されました請願第2号、利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書の提出を求める請願の件につきまして、審査を行います。初日につきましては、紹介議員のご説明を受けまして、それらに対する質疑をお受けしましたところ、質疑については無いという段階で、その後、資料等の配布に伴いまして、皆様のいろいろな面での研究ですとか、勉強していただきたいというところで、前回は終わっております。今日につきましては、その後のことになりますけれども、この委員会の進め方について、まずお諮りをしたいのですが、本来であれば質疑がないということになりますと、紹介議員に対する質疑がないということは、これは質疑がないということになりますから、本来的にはすぐ討論に入らなければいけないのですが、ここでお諮りをしたいのですが、請願項目が7項目にわたって出ております。それで、7項目それぞれ、各委員におかれましては考え方があると思いますので、討論に入る前に、これら7項目につきましてそれぞれの各委員の考え方、この考え方につきまして意見につきましては、こうであるから賛成であるとか、こうであるから反対であるとかというところにはいっていただきたくない。政治的背景ですとか、いろんな状況の中で、この7項目を考える現在の各委員の状況について、考えの状況についてのお伺いをしたいと思います。そういう方向でよろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

○委員長（永井繁樹） よろしいですか。それでは、請願項目の1項目から7項目一括してそれぞれの各委員の方が持たれている意見をお伺いしたいと思います。一括で、自分で抜粋していただいてもかまいません。意見のある方。

○中野委員 部分的に申し上げたいと思いますけど、まず1番目の利用料の引き上げなのですが、当初、介護保険というのは、5年前に1割という形で、9割が国が保険でやるというようなことでスタートしておりますけれども、当時、もっと内容を検討して、そして始めるべきという制度であったわけです。国会の中で強行採決もされて、5年後に見直していくということで、来年が見直しの時期になっているわけです。当然、1割負担だけではできないということであれば、一番先にこの平等の立場からいけば、見直しをしていくのが当然だというふうに思っております。

さらに、3番目の介護保険の施設、部屋代、食事などの利用負担を増やさないことというふうに決めつけておりますけれども、これについても、在宅介護という形でやっている家庭は結構あるわけですね。そういうところについてはすべて、家賃にしても、光熱費にしても、食事代にしても、すべて全額個人負担というか、自分らでやっているわけです。ホテルコストにしていくというようなことでありますので、この点についてもそれぞれが負担していくべきではないかと思っております。

最後に、5番目の部分ですけれども、要介護、介護1、この辺なのですけれども、これも制限をしないことというようなことでありますけれども、当然、これも制限をしていかなければきりががないと思うのですよね。どんどん増えていく。そんな関係で、ヘルパー利用も制限しながら、また、ほかの方向にしていくことが大切ではないかと。今、筋力トレーニングとか機能回復訓練、介護予防の方にどんどん力点を置いて、そして、この介護1あるいは要介護、この辺は当然自力で

生活できるような形にしていくことが大切ではないかというふう感じております。

○委員長（永井繁樹） ほかに意見は。

○豊島委員 ちょっと長くなったら申し訳ないのですが、1番から7番まで、私の思っていることを言いたいと思います。

1番目の2割から3割への利用料引き上げをやめることということでは、先日も幕別の平成15年の決算をやったときに、このサービスの利用の上限が決まっているわけですが、それでも利用のパーセントが43%という、そういう決算の結果が出ていました。全国でも40%という結果になっています。介護保険制度は、介護度によって介護の上限が決められていますよね。ところが、実際にはその半分以下しか使われていないというのは、やはりその根っこには必要なサービスを受けるということではなく、現実にくら払えるのだろうかという、そういうことで介護の料が決めているのではなかというふうに思います。それで、1割でもこういう状況ですから、これが仮に2割から3割というふうに利用料が引き上げになれば、益々必要な人がサービスを受けられないというふうになると思います。

それから、2番目の住民税非課税者の利用料を3%にすること。これも多くの人たちからこれまでも要望が出ていましたが、実際には国はそういう施策をとらないということで、908の自治体が軽減策を独自にしています。幕別の場合も、そういう要望も出ていましたけども、国の制度だからということで、町長は国に対してこういう要望はしていくということで、これまでも答えているところです。これは私もきちんとこういう対策が必要だと思います。

それから、3番目の介護保険施設の部屋代、食費などの利用者負担の問題なのですが、今は大体平均すると5万円少しあれば特別養護老人ホームに入ることができます。老健施設も5万円ちょっとかかりますけども、入ることができるのですが、こういうふうにホテルコストだとかということで引き上げになると、実際にはそのことによって入れない人が出てきてしまうのではないかと思います。調べた新聞にも出ていたのですが、なぜホテルコストをとるかということが書かれていたのですが、それには、居住費用や食費といった基本的な生活費用は年金制度で保障されているからというような言い方で理由が書いてありました。しかし、今の実際の年金制度が、そういうことがきちんと保障されているとは、私は思えないのですよね。例えば、国民年金だけの受給者が、今、90万人いて、その人方の平均は約4万6,000円だということも明らかにされてきました。そういうところをやっぴり改善することなく、ホテルコストだとか食費を自己負担にするというそこだけをやってしまうと、これは入れない人が出てくるので、私は非常に大変なことだなというふうに思います。

それから、4番目の20歳からの保険料については、今、ものすごい不況の中で、若い人たち417万人がフリーターで正規な雇用がされていないというふうに言われています。そういう中で20歳から保険料をとるとするのは、非常に払えない状況をつくり出すし、これは国民年金保険料も空洞化していきつつありますが、これと同じようなことになるのではないかとあると思います。

それから、5番目の要支援、介護度1のヘルパー利用の制限なのですが、これも厚生労働省の介護保険制度見直しに関する意見というのが7月に出版されて、この中では制限をするということではなくて、新しい予防給付というのをつくって、そしてそれをきちんと義務付けをするというようなことが書かれているのですよね。そして、それをしないと、介護度1だとかのヘルパー利用ができないとか、新予防給付をしっかりとするというを義務付ける代わりに、ヘルパー

を制限するという、そういうようなことが書かれていたのですよね。私はこの新予防給付という考え方も、これは選択として筋力トレーニングだとか、そういうことは必要だと思うのですよね。大事なことです。ただ、それをやるからヘルパーを制限するのだというやり方は、私は正しくないのではないかと思います。こういう予防給付というか新しい制度は、必要な人がそれぞれの必要に応じて受けるという、そういうことが必要であって、ヘルパーを制限するだとか、そういう方向にいったらいけないと思います。これは専門家がずいぶんこのことに対しては、ちょっと待てよという声を出しているのですよね。きちんと介護をしている人の方が悪化をしないし、家事援助をヘルパーさんがすることによって、その介護を受けている方がきちんと自立に向かっていくというような、そういう事例も専門家からは出されているところです。

それから、6番目、施設の問題ですが、これはもう全国的には施設が足りないということは明らかでありますし、幕別でも待機者が町内の方60人、老健17名という方がいらっしゃいますし、これはきちんと整備をしていかなくてはいけないと思っています。ただ、国は高齢者人口の3.2%と定めて、待機者はどんどん増えているのだけれども、特老への補助金は減らすだとか、建設の補助金を減らすというようなことをやっていますので、ここはきちんと国と自治体の責任で整備をする必要があると思います。

それから、7番目の問題は、これは障害者支援費制度というのが、まだ開始されて1年しか経っていません。この中でも、非常に支援費制度の財源が不足しているだとか、基盤整備が不足していて、受けたいサービスが受けられないというのが、全国的にいろんなことが出ています。これはきちんと支援費制度の中で解決をしていくということが、私はふさわしいと思います。

それから、障がい者支援費制度と介護保険制度を一緒にしてしまうと、せっかく支援費制度では利用者がサービスを受けるときは、所得に応じて利用料を払うという制度が、これは残されているのですよね。ところが、介護保険と一緒にになると、そうではなくて、定額の利用料を払わなくてはならないということで、今、実際に重度の人やなにかは、24時間のヘルパーを受けていたり、さまざまなことを受けて、自立をして何とか頑張っている方も、介護保険制度と一緒にしてしまったら、これは自立をすることができないということで、そういう一緒にしないでほしいという意見も出されています。それから、全国市長会なんかのアンケートでも、これは反対という声が非常に多く、賛成が19.9%、反対もしくはもっと慎重にというのが76.5%という、そういう結果も出されているところです。

○委員長（永井繁樹） ほかに意見のある委員の方おられますか。

○堀川委員 今回の請願の内容については、非常に難しく感じております。2000年から始まったこの介護保険については、現在まで非常に手探りの中でも、非常に利用者の多い制度だなど、自分では感じておりますけれども、私の祖母もこの介護保険の方は利用しておりまして、非常に身近に感じています。

請願項目、ちょっと順番入れ違うのですが、4番目の保険料の引き上げや20歳からの徴収をやめることについては、新聞記事でも非常に、委員会の初日から本日までの間にも、新聞記事、非常に取りざたされていたと思います。その中でも非常に流動的でしたので、方向性がどうなるのかなという感じはしているのですけれども、これ自体にはなかなか容認はできないのかなという気はしております。ただ、中野委員がおっしゃられたように、家族で介護されている方、また、ボランティアで介護に携わっている方のことも考えますと、その方たちの実稼動に対する財政的な指導というのは今も非常に薄いわけで、この方たちがもしいなくなってしまう場

合、財源の伴った介護保険が、介護保険を利用する方にとってはちょっと受けにくくなってしま
うと、非常にこの制度自体が厳しくなってくるということなので、利用料の引き上げについては
ある程度議論していかなくてはいけないのかなというふうに思います。

また、3番目の介護保険施設の部屋代、食費などのホテルコストと属して言われているので
けれども、これらについても、一部負担をしていくような見直しも若干考えなくてはいけないの
かというふうにも感じております。ただ、私の祖母もそうなのですが、北海道全体、勉強不足で
大変申し訳ないのですが、介護保険を利用されている方で、この高額介護サービス費という世帯
負担の上限額、法人負担の上限額というのが決まっておりますので、私の祖母も出た分については
戻ってくるような仕組みになっておりますので、こういうことをもう少し広く知らしめて、ある
程度利用に関してはもう少し不安のないように周知が必要なのかなという気もしております。

ただ、5番目の要支援、介護度1のヘルパー利用を制限しないことというのは、これはある程
度当然のことなのかなと。見直し、見直しとばかり言われておるのですけれども、自立支援と
並行しながら、これについては議論していかなくてはいけないかと思っております。

○委員長（永井繁樹） ほかに意見のある委員の方おられますか。

○牧野委員 私の方は、請願項目の中の3番目、先ほどから言われておりますホテルコスト代
というような、食費あるのですけれども、これは言われておりますように在宅介護との関係もあり
ますから、この辺のことをもう少し、増やさないでこしたことはないのですが、やはり慎重にこ
こら辺は見極めなければならないかなと思っております。

そして、4番目なのですけれども、私は持論としては、ある程度拡大はやむを得ないのではな
いかと。40歳以上に限りますと、来年も3,000円ぐらいですか、保険料が増えてくると思いま
すけれども、これは拡大することによって、やはりある程度の治療も受けられますし、それ
から保険料の上昇も食い止めることができるのでなかと、こんなふうにバランスを考えている
ところです。

私はこの2点について、このまま請願を受けていますけれども、この辺については少し考
えることがあるかなと、そんな気がいたします。

○委員長（永井繁樹） ほかに意見のある委員の方おられますか。

ありませんか。

今、お聞きいただいたように、それぞれ意見が出されました。

それで、この後の方向性について、本来であれば意見の終了ということになりますから、引
続き討論ということになるのですけれども、若干の調整等を行いたいのです。方向性について
ですね。それで、ここでちょっと休憩をいただきたいと思っております。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（永井繁樹） それでは暫時休憩いたします。

10：23 休憩

10：47 再開

○委員長（永井繁樹） 休憩を解いて再開いたします。

これより、討論に入らせていただきます。

それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（永井繁樹） それでは、討論に入ります。

まず、原案に反対の委員の方からお伺いをいたします。

○中野委員 先ほど言ったように、三つの項目、この部分で、それぞれの平等の原則からいえば、こういう形の利用料金の負担についても、あるいは食事代とかそういうものについても、個人がもっと負担をしていくときではないかというふうに感じるわけです。特に国や行政にばかり負担を求めるのではなく、もっと個人ができるところからやっていく。そういうときに今来て、そしてこの部分を、今、北海道も見直しに入っているというようなことだと思います。

ともかく、この3項目については、請願として出す必要はないのではないかとというような気がいたします。

○委員長（永井繁樹） 中野委員にお伺いしますが、3項目というのは、先ほど意見で申し上げられた1番、3番、5番のことを申し上げている。

それ以外については賛成という考えですか。

○中野委員 1項目だけ賛成になるわけですけどですけども、4番の保険料の引き上げ。20歳からというものがあるのですけれども、この部分は、今、国民健康保険ですら20歳から入っていない人が非常に多いわけです。そういうところから介護保険料もとるということになると、益々払えない世代というか、こういうものが拡大するのではないかとというふうに思っているのです。

ですから、20歳からの支払については賛成です。

○委員長（永井繁樹） それでは、次に原案に賛成の討論を求めます。

○豊島委員 私は、この請願に賛成をします。

介護保険制度のあるべき姿は、私はいつでもだれもが安心して、必要な介護が受けられる。これが私は介護保険制度の基本だと思うのです。でも、この改正案、政府が今出そうとしている改正の方向は、それとは逆の方に私は進んでいると思います。

介護の必要というのですか、介護のニーズというのは、所得に全然関係なく発生します。所得が低いから少しだけの介護が必要とかそういうことではなく、所得に全く関係なく介護が必要になるわけです。ところが、今のこのやり方だと、経済的な負担能力によって、サービスを利用する、利用しない、これだけのサービスの量を利用するということが決められているという現状があります。今でもそういう現状がありますから、それが厚生労働省の案のように、さらに利用料を2割もしくは3割に引き上げるだとか、それから、施設にホテルコストを取り入れるだとか、食費など全額利用負担にするというふうになると、益々それが個人の財政力で制限をされていくという、介護保険の方向とは逆の方向に向いていくのではないかと思います。

先ほども意見の中で、7項目について述べましたが、この厚生省の案そのものが、大体個人の負担を非常に大きくする中身だということで、私は引き上げをしないでほしいというこの請願に賛成をしたいと思えますし、併せて、本当に見直しをするというのだったら、やはり国庫負担をきちんと増やしてくという、そういう方向での見直しが、私は求められると思えます。

今は、国庫負担は25%ですけども、これをまずは30%に、5%を増やす。これは全国市長会だとか町村会などもこれは何回も国に対して要望しています。こういう方向で私はしっかりと見直しをすべきであり、この請願に賛成をしたいと思えます。

○委員長（永井繁樹） 次に、原案に反対の意見を求めます。

○堀川委員　私はこの請願に関しては、部分的に反対という意見を申し上げたいと思います。

3番目の介護保険施設の部屋代、食費などの利用者負担を増やさないこと。先ほど、豊島委員が言われましたように、介護保険に対する市町村に対する財源措置というのは、国庫負担は25%とおっしゃられましたけども、市町村は確か50%、道が25%の市町村が50%、やはり今回の国が議論しているところによって、市町村、地方に対して非常にしわ寄せがきているのだらうと。

ただ、この介護保険制度をもう少しこれから充実したものにするためには、現在利用している方々にある程度の負担は求めていくことも必要であろうと思います。市町村も非常に今火の車の財政状態であって、すべてが国や自治体の責任のもとで行われるとなると、ほかの部分へのしわ寄せもくると思いますので、今回、この利用者負担を増やさないことというのは、一部負担を求めていくことも必要であると思いますので、今回のこの3番目については、反対を申し上げたいと思います。

○委員長（永井繁樹）　次に、原案に賛成の方の意見を求めます。

おられません。

それでは、次に原案に反対の方の意見を求めます。

○牧野委員　反対というよりは、先ほどお話したように、まだ議論の余地があるのではないかと。というようなお話なのですけども、3番目の部屋代、食費、これは増やさないと越したことはないけども、やはり在宅とのバランスというのは、これも必要なことだと思います。できるだけ緩やかに負担できるものは負担しなければならないと、私はそう思っております。

それと、4番目の保険料の引き上げなのですけども、これはやはり、10日開かれた、社会保障審議会、保険部会というのは、この中でも負担増しを拡大するというのは、全体的な意見だったと思います。

私も拡大していかないと、やはり保険料が増えるというのは目に見えていると思います。国庫負担金であるとかそういう方法にしる、これは現行の、今、3,300円ぐらいですか。これが来年から3,900円ぐらいの負担になると、これは新聞紙上でも書かれていますけども、やはり全般的な20歳以上の人から求めながら、さらに介護保険の対象を拡大していった方がいいのではないかと、そんなようなことを考えて、4番に対してはちょっと反対をさせていただきたいなと思います。

○委員長（永井繁樹）　3番と4番が反対ということですね。

それでは、原案に賛成の方の意見を求めます。

○助川委員　請願の趣旨について、私は賛成です。

今の経済状況というか、国の三位一体改革といい、何と云うのですか、弱いところ弱いところ、地方へという負担がとられている。本当にきているということで、いろいろ介護保険の中では問題はあります。14年度でも総額6兆円になる。15年度は予想としては12兆円であるという、いろんな部分で見直しは出てくると思うのですけども、今、現在はやはり利用者に負担増になるようなことは、ややしばらくするべきではないということで、こういう趣旨に関しては賛成いたします。

○委員長（永井繁樹）　助川委員にお伺いしますが、確認をします。

趣旨に関する賛成ということは、ここは請願趣旨と請願項目二項目出てきますね。請願項目は7項目出ておりますので、ここで請願趣旨に賛成するということは、請願項目に対してはどうか

のかという意見もお答えしていただきたいと思います。

- 委員（助川順一） これはすべて関連しますし、今、現在では、やはり利用料とか個人の負担は、なるべくならこういう部分では多くならないような手当をしていくということは必要だと思えますし、利用料の引き上げをやめることとか、あと、介護施設の部屋代、食費なんかもありますけども、こういう部分については、まだまだ検討していく余地があると。

あと、やっぱり負担能力のある人に関してはこういうこともあってしかるべきかなと思いますけれども、そういう支払能力のない人たちが利用できなくなりような部分とか、そういうことにはやっぱり配慮すべきだと思いますので、一応とりあえずこの項目については賛成という立場で発言させていただきます。

- 委員長（永井繁樹） それでは、原案に反対の方の意見を求めます。

ありませんね。

それでは、これで討論を終結したいと思います。

皆さんにお諮りをしたいと思います。

ただいまの討論を聞いていただいたらおわかりかと思いますが、賛成とする討論と、反対、その中では部分的に反対というのですか、この部分はいいけど、この部分はだめだということで反対という形で述べられた討論と二つございました。

この討論のあり方について、皆さんにお諮りしたいのですが、この請願趣旨、それと請願項目を審査するときに、賛成か反対かという審査の仕方と、今、出ましたように、一部認められない事項があるのではという反対があります。ということは、逆に言いますと部分採択ということになりますけども、一部採択ですか、そういう意見とに分かれております。

ここで、この二つが出ておりますので、この二つの意見を一つの方向にしていかなければいけませんので、皆さんにお諮りをしなければならぬのですが、その方向でよろしいですか。

暫時休憩します。

休憩
再開

- 委員長（永井繁樹） 休憩前に引き続きまして再開をいたします。

まず、今、討論を終了しましたので、賛成か反対かの決をとらせていただきます。

賛成というのは全面賛成ですね。それと、今、部分的に認められない項目ありますから反対ということになりますよね。そしてその反対の項目、ちょっと私説明不足で申し訳ありません。反対の項目ということは、逆にいうと一部採択ということになるのです。その一部採択と、賛成と諮らなくてはいけないのですよ、ここの場所で。どちらかにするか。それでないと先に進めないのですね。

それしか方法がないと思います。今の意見はその二つしか出てきておりませんので。全面反対というのは出てきておりませんからね。

ですから、それでここで諮らせていただいて、その結果でまた次に進むわけですが、そういう方法しかないのですが、それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 委員長（永井繁樹） それでは、お諮りをいたします。

この請願第2号ですけれども、これにかかわりまして、請願趣旨、請願項目すべてこの項目に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手「3名」)

○委員長(永井繁樹) それでは、この請願第2号に反対の方の挙手を求めます。

意味がわかりますか。要するに反対ということは、一部不採択ということですね。認められない部分があるという意味の反対ということです。その方については挙手をお願いいたします。

(反対者挙手「3名」)

○委員長(永井繁樹) 今の採決ですけれども、賛成が3名、一部不採択ということの反対が3名ということになります。

この場合、同数ですので、基本的にはその判断、委員長が意思表示をしなければいけないということでもあります。

ここで、暫時休憩をいただきたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」の声)

11:06 休憩

11:26 再開

○委員長(永井繁樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、討論をいたしまして、その後、意見等が分かれましたので、採決にかかわっての方法論の方向で、賛成反対の決をとらせていただきました。

そうしましたら、この趣旨、項目全部に対して賛成という方が3名、一部採択だけれども、不採択の部分とある中での反対を表明された方が3名ということでした。

そこで、私委員長といたしましては、請願趣旨、項目すべて考えまして、項目の中の数項目に賛成ですが、それ以外の数項目については反対という意見を持っておりますので、採決方法の方向に対する考えとしては反対ということになります。

ですから、ここですけれども、次にお諮りするのには、一部採択という方向性で皆さんにお諮りをしたいと思いますが、それでよろしくお願いたします。

よろしいですね。

(「はい」の声)

○委員長(永井繁樹) それで、審査の方法といたしましては、請願項目7項目がございますので、これを一項目ずつ賛成反対の挙手をもってお願いをしたいと思います。

よろしくお願いたします。

それでは、請願項目1番について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手「5名」)

○委員長(永井繁樹) 賛成多数です。

それでは2番、住民税非課税者の利用料を3%にすること。

これに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手「5名」)

○委員長(永井繁樹) 賛成多数で採択でございます。

3番、介護保険施設の部屋代、食費などの利用者負担を増やさないこと。
これについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手「3名」)

○委員長(永井繁樹) 反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手「3名」)

○委員長(永井繁樹) これは同数ですので、私委員長判断になります。

委員長としては反対です。

これは反対多数で不採択といたします。

次、4番、保険料の引き上げや20歳からの徴収をやめることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手「5名」)

○委員長(永井繁樹) これは賛成多数で採択といたします。

次に、5番、要支援、介護度1のヘルパー利用を制限しないことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手「5名」)

○委員長(永井繁樹) 賛成多数で採択といたします。

6番、施設や居宅サービスの整備を国と自治体の責任で進めることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手「5名」)

○委員長(永井繁樹) 賛成多数で採択といたします。

7番、障がい者支援費制度との統合をやめることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手「5名」)

○委員長(永井繁樹) 賛成多数で採択といたします。

以上のとおり、請願第2号、利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書の提出を求める請願につきましては、ただいまのとおり、一部採択と決定いたします。
お諮りをいたします。

審査報告書の作成について、お諮りをいたしますが、正副委員長にお任せをいただいでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(永井繁樹) それでは、そのとおりにさせていただきます。

以上で請願第2号の審査を終了いたします。

次に、2のその他について①の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

(「以下、閉会中の調査項目の決定、次回委員会の開催について」協議)

○委員長(永井繁樹) 以上で、本日の民生常任委員会を閉会いたします。

【11:35 閉会】